前橋市移住支援金　関係人口要件に関するＱ＆Ａ

（令和６年４月１日時点）

前橋市移住支援金における、関係人口に関する要件

（ア）本市に居住歴がある者。

（イ）転入日より前から本市に親族が居住している者。

（ウ）本市に本店又は支店が存する企業等に勤務している者。

（エ）本市に通勤歴・通学歴がある者。

**■（ア）本市に居住歴がある者。**

Ｑ１　居住歴があることは、どうやって確認するのでしょうか？

Ａ１　前橋市に居住していた当時の住民票の除票や、戸籍の附票などにより、市内に居住していたことを確認します。

Ｑ２　住民票を移さないまま、前橋市に居住していたことがあるが、対象となりますか？

Ａ２　住民登録されていない場合は対象となりません。

Ｑ３　過去、前橋市に居住していたことは前橋市でわからないのですか？

Ａ３　申請にあたり要件を満たしているかは、申請者に証明していただきます。

**■（イ）転入日より前から本市に親族が居住している者。**

Ｑ１　親族の範囲を教えてください。

Ａ１　申請者の２親等以内の親族とします。具体的には、祖父母、両親、兄弟姉妹、子、孫です。親族とは、姻族（婚姻による親族）も含めます。よって、申請者の配偶者の祖父母、両親、兄弟姉妹、子、孫も含まれます。ただし令和５年３月３１日以前から姻族である必要があります。

Q２　亡くなった祖父母が住んでいた場合も対象となりますか？

A２　対象となる親族は、存命の方のみとさせていただきます。

Q３ 親族はいつから住んでいれば対象となりますか？

A３ 令和５年３月３１日以前から本市に居住され続けている方を対象とします。

Ｑ４　親族が居住していること、及び血縁関係にある（親族である）ことは、どうやって確認するのでしょうか？

Ａ４　親族の居住は、該当する親族の住民票（本籍表示有）により確認します。　親族関係については、申請者及び親族の方それぞれの戸籍の謄本で確認します。（親族関係が追えるまでさかのぼって戸籍の謄本をとっていただく場合があります。）

**■（ウ）本市に本店又は支店が存する企業等に勤務している者。**

Q１ 例えばどんな方が対象になりますか？

A１ 移住元に関する要件を満たし、かつ所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、かつ以下のような方を想定しています。

・前橋市内の事業所（本店または支店）に令和５年３月３１日以前から勤務し、申請時点でも同事業所に勤務している方

・前橋市に本店または支店がある企業の、前橋市外の事業所（本店または支店）に令和５年３月３１日以前から勤務している方で、かつ申請時点でも同事業所に勤務している方

Ｑ２　いつから勤務していれば対象になりますか？

Ａ２　令和５年３月３１日前以前から勤務を続けている方を対象とします。また、週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて勤務している必要があります。

Ｑ３　前橋市にある本（支）店での勤務経験がなくても対象になりますか？

Ａ３　前橋市に本（支）店のある企業に勤務していれば、前橋市での勤務経験がなくても対象となります。

Ｑ４　以前、前橋市に支店があったのですが今はありません。それでも対象になりますか？

Ａ４　移住支援金の申請日時点で前橋市に本（支）店がない企業等は、対象になりません。

Ｑ５　アルバイトで勤務している場合も対象になりますか？

Ａ５　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて勤務している場合、対象となります。

Ｑ６　転勤による移住も対象になりますか？

Ａ６　企業からの命令（転勤・出向・出張・研修等）による移住は、対象となりません。自らの意思により前橋市に移住する方が対象となります。
　企業からの命令（転勤・出向・出張・研修等）による移住でないことは、企業から、就業証明書（様式３－５）の特記事項欄に、転勤等の企業都合による移住でないことを記載していただくことで証明していただきます。

また、必要に応じて、勤務先企業への聴き取りにより、申請者自らの意思による移住かどうか確認させていただく場合があります。

Ｑ７　自分が勤めていること、前橋市に本（支）店があることは何で証明すればよいですか？

Ａ７　以下の書類を提出してください。

就業証明書（様式３－５）、会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※登記事項証明書の日付は申請日から１月以内の日付のもの

※必要に応じて、市から勤務先企業に確認させていただく場合があります。

Q８　申請の直前で仕事を辞めました。この場合は申請できますか？

Ａ８　申請時点でも勤務していることが条件ですので、申請できません。

**■（エ）本市に通勤歴・通学歴がある者。**

Ｑ１　アルバイトで通勤していた場合も対象になりますか？

Ａ１　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて勤務していた場合は、対象となります。

Q２　いつから通勤・通学していることが必要ですか？

A２　通勤・通学の開始時期について定めはありませんが、令和５年３月３１日以前に本市に通勤または通学していたことが条件となります。

Ｑ３　令和５年４月１日以降に前橋の企業を退職しました。通勤歴の要件で申請できるでしょうか？

Ａ３　令和５年４月１日以降も、継続して本市に通勤していた場合は、対象外となります。

Q４　現在、学生として前橋市に通学していますが、通学歴の要件で申請できますか？

A４　令和５年４月１日以降も、継続して本市に通学していた場合は、対象外となります。

Ｑ５　派遣会社に勤め、派遣先が前橋市内の場合は対象となりますか？

Ａ５　申請者の在籍する、本市に所在する企業等の本（支）店、営業所、店舗など常設の事務所等への勤務にかぎるため、派遣や現場仕事での通勤は対象となりません。

Ｑ６　前橋の仮店舗に出勤していました。１週間ほどの出勤でしたが、申請できますか？

Ａ６　イベントや短期の出店による通勤は、対象になりません。本支店への通勤が対象となります。週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて前橋市内に勤務していた場合、対象となります。

Ｑ７　自分が勤めていたこと、自身の勤務していた期間に、勤務地が本市にあったことは何で証明すればよいですか？

Ａ７　以下の書類を提出してください。

就業証明書（様式３－５）、会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※登記事項証明書の日付は申請日から１月以内の日付のもの

※必要に応じて、市から勤務先企業に確認させていただく場合があります。

Q８　私が勤めていた時は前橋市に勤務地があったのですが今はありません。それでも対象になりますか？

A８　申請時点で、勤務地とは別の本社がある場合は、就業証明書や登記事項全部証明書にて、自身が前橋市に勤務していたこと、自身の勤務していた期間に前橋市に勤務地があったこと、を証明していただければ対象となります。

Ｑ９　卒業してから年月が経っているため、証明できる書類を出せないと言われました。何を提出すればよいでしょうか？

Ａ９　原則、卒業証書や在籍証明書など、学校等が発行する証明書としますが、卒業アルバムや通知表など、在籍していたことが客観的にわかる複数の資料により通学していたことが明らかである場合は対象と認めることがあります。